

第7日

令和6年2月28日（水）

午後2時20分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、2番石井清治議員の質問を許可します。2番石井清治議員。

（2番石井清治君登壇）

○2番（石井清治君） 皆さん、こんにちは。2番議員の石井清治です。お忙しい中に傍聴にお見えの皆様、またインターネットで御覧になられている皆様、いつもありがとうございます。感謝し、励みとなります。御承知のとおり、今年1月1日に発生いたしました石川県能登半島を中心とした地震によりお亡くなりになりました方々、未だ行方不明で身元確認がなされていない方々、また家屋が倒壊し、余儀なく避難所で生活をされておられます方々、心より哀悼の意を表すとともにお悔やみを申し上げます。一日も早い日常生活が戻りますことを豪雨災害を経験した自治体関係者の1人として心より願っております。

さて、3月末をもって公務員法の一部改正により役職定年をされます職員の皆様、並びに退職をされる職員の皆様、長年にわたり市政発展のために御尽力をされましたこと、また、合併後の平成24年の豪雨災害、平成29年九州北部豪雨災害、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症対策、そして昨年7月の梅雨前線豪雨災害、その都度、それぞれの部署で陣頭指揮を執られ、第一線で対応されましたこと、その労をたたえとともに感謝の意を表します。今後は、後輩の指導や地域での御活躍を祈念しております。本当に長い間お疲れさまでした。

国の専門機関、国立社会保障・人口問題研究所が、昨年12月に公表いたしました、2050年、今から26年後になりますが、地域別将来推計人口を発表しております。朝倉市の人口が3万2,828人となり、2020年の人口の65.3%になると示されました。反対に、人口が増える見込みの地域は福岡市、福津市、糟屋郡が100%を超えており、それ以外の自治体は、朝倉市を含め厳しい数値となっております。さらに、今月12日の新聞では、15歳から64歳までの生産人口が減少する記事がございました。同じく九州管内では福津市と久山町のみが増加で、福岡市でも10%の減となっています。少子高齢化が加速していく中、自治体間の生き残りをかけた行政運営がこれまで以上に喫緊の課題となってまいります。子育てから雇用、ライフライン、福祉、環境と様々な施策を打っていくことが重要になってまいります。自分達の子や孫達のためにも、少しでも人口減のスピードを緩やかにするため、身の丈にあった知恵出しを執行部とともに頑張っていかなければならないと強く思っている次第でございます。

今回の一般質問は、令和6年度の市長施政方針の内容に触れながら通告をさせていただきました。第3次総合計画の基本目標ごとに事業の紹介がなされ、どれも関心があるものばかりですが、通告をしております6項目について質問をしたいと思いますので、

よろしくお願いいたします。

これより先は質問席にて質問をさせていただきます。執行部におかれましては、明快な回答をよろしくお願いいたします。

（2番石井清治君降壇）

○議長（小島清人君） 2番石井清治議員。

○2番（石井清治君） それでは、通告に従いまして行ってまいります。まず最初に、「こどもの居場所づくり事業」についてでございます。その中でも、こども食堂について質問をいたします。生活環境や経済的に困窮された家庭での食事等に苦慮している子ども達の居場所づくりの一環として、こども食堂の実施が市内でも行われているかと思えます。施政方針の3ページの中段に、地域や民間団体と連携したこどもの居場所づくりの支援を進めてまいりますとの記述がありますが、諸般の事情により学校を休んでいる子どもや、家庭でひとりになる子ども達に対して、レクリエーションあるいは学習の場を設けたり、簡単な食事を提供したり、子ども達の居場所づくりに取り組まれている団体があるかと思いますが、市内での現状を執行部が把握されている内容で構いませんので、教えていただけないでしょうか。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） はい、子どもの居場所についての定義からお話をさせていただきます。子どもの居場所の定義につきましては、昨年12月にこども家庭庁から出された、「こどもの居場所づくりに関する指針」によりますと、「全てのこどもが安全で安心して過ごすことができ、様々な学びや社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができる場所を指す」というふうに記載をされております。しかし、その範囲は広く、物理的な場だけでなく、活動や空間といった形態まで含まれるため、全体像としての把握というのがなかなか難しい状況でございます。市のほうで把握しているものとしましては、学校や保育所などのほか、学童保育所が16か所、スポーツ少年団が39団体、市が補助金を交付しておりますこども食堂が5か所、その他、図書館などの公共施設などが該当するものというふうに考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 昨年発足しましたこども家庭庁の中の指針と、そしてさらに12月に指針が示されたということで、市内の中には数多くの子どもの居場所づくりと言いますでしょうか、それに付随した団体等がおられるということで把握をさせていただきました。その中でも、先ほど最後に教育部長の方が言われました、こども食堂の関係で5か所、5団体ということで認識をしておりますが、この5団体については、まだまだ水面下では市が把握していない、主にこども食堂に特化した団体等がいるような話は聞いたことはございませんでしょうか。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） 市のほうで補助金を出しております5団体以外にも活動しているというようなことを聞いている団体があることは承知をしております。ただ、具体的にそれが幾つかというところまではこちらでも把握はできておりません。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 市のほうからこども食堂に対して一部の補助をされている、すなわちそれを市のほうが今現在5団体ということで把握をされているということで認識をしております。そうしましたら、そのこども食堂の市のほうから補助金を受けている団体は、どのような施設で、どのような時間帯で行っているのでしょうか。要は公の施設なのか、もしくは個人の施設を開放してやっているのか、あるいは、授業が終わってからの時間帯なのか、いろんなパターンがあると思いますが、場所と時間帯を教えてください。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） 団体名のほうは差し控えさせていただきますけれども、場所としましては、例えばフレアス甘木であるとか、あるいはコミュニティセンターであるとかという場所を利用されております。食事のほうは主に土曜日の昼食を出すところが多いようでございます。補助金の申請の要件の中にも、子ども達を5時までに帰すという規定を設けておりますので、主に昼食を出されるところが多いというふうに把握をしているところでございます。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 今、教育部長のほうから、市の補助金を出すにあたっての規定では、ということで、5時までに帰すという表現がございましたが、このことについてはこの後にまた触れたいと思いますが、一部、5団体に対しては補助金等を市のほうから流してあるということでございますが、実際、おそらく5団体については、市が把握している団体ですから、ある程度把握はできましようが、往々にして、その5団体以外で実際やっているところの団体、もしくは有志については、おそらく食材費、もしくは施設借り上げ等に費用がかかると思っておりますが、それについては、おそらく自己負担と言いましようか、あるいは関係者からの寄附などで賄っているのではなかろうかと思っております。言いますように、市の補助を受けるための規定では、時間の5時までには帰らせなければならないという制約もありますが、やはりこれは先ほど、フレアス、もしくは広域センターとか、そういうところで行っているということでございますが、公の施設以外では、市の教育委員会が持っています規定では、補助対象とは扱うことができないわけなんですかね。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） 現在、市のほうで定めております朝倉市子どもの居場所支援事業の要綱の中で、対象の事業としましては、ちょっとかいつまんで主なものだけ申し上げ

げますけれども、一つは朝倉市内で実施されること、一つは年6回以上実施すること、一つは実施場所——公共的な施設で実施し、集まりやすい場所を利用して実施すること、もう一つが先ほども申し上げました、17時までに帰宅できるように設定をすること、といった規定を設けておりますので、そういった形での運用をさせていただいているということです。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 今、教育部長のほうの説明した内容については、実は私も昨年の夏時期に教育委員会のほうにお邪魔をさせていただきまして、せっかく子どもの居場所づくりの中でも、こども食堂等を行っている団体、もしくは有志に対して補助をしていたけないかということで、相談した際に、今、項目立ての説明を受けたわけでございます。確かに公の施設となれば、我々杷木のほうにおります関係上、あすみんなり、らくゆう館なり、あるいはそういったふうな施設かなということで把握をするものの、そうなった時に時間のほうが17時までには、当然子ども達を帰宅させなければならないということになると、なかなか運営的に、やろうと思っている方達の足枷になるのではなかろうかということで、なんとかそこあたりの部分が解消できないかということで、実はお話ししたわけでございますが、その時にも、今現在、朝倉市すなわち教育委員会として、この居場所づくりに対する補助についてはこういう考え方を持っていますから、何分御理解をくださいということでございました。と言いますのも、市の補助を受けて実施する場合に、先ほどから言いますように、公の施設での実施で、さらに開催時間帯の規制もあるということ、そうすると、例えば個人や小グループで、民間の食堂や住宅等を活用してのこども食堂の実施では、市からの補助が受けられない、受けることが難しいということで判断せざるを得ません。ですから、公の施設での実施ではということでありましょうが、ただし、どこでも調理をしていいという話ではございません。ただ、衛生面や安全に調理をすることを考えますと、勝手にどこでもということにはなりません、すでに衛生面等をクリアした、調理環境のある施設での実施についても、補助対象として扱うことができないでしょうか。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） はい。こども家庭庁の指針によりますと、多様な子どもの居場所が作られることや、居場所の機能に応じて、官民が協働・連携して取り組むことが必要とされていることなどを踏まえて、今後はこども食堂の在り方についても、先進地の事例等を調査・研究して、柔軟に対応していく必要があるかというふうに認識をしているところでございます。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） はい。こども家庭庁というのが令和5年4月から発足いたしました、いろんなところで子どもの関係について応援していこうという指針が、教育委員会の

ほうもしっかり把握されているということで認識をしております。

先ほど、実施時間も17時ということでございますが、学校が終わってから平日に、例えばこども食堂を実施するとした際に、5時以降についても実施をすることが可能であれば、そこあたりも検討の材料にいただければと。ただし、あまり遅くならない時間帯ということでございましょうけど、学校が終わってからの、当然、公の施設であれば、5時15分なり、5時には閉館、一応、会場は使えるかもしれませんが、子ども達のことを考えれば5時ということでございましょうけど、5時にこだわらず、あまり遅くならない時間帯も視野に入れてもらいたいと。それから、先ほど一部補助をされている団体が5団体あるということですが、一応、検討するということで、教育部長の方から話がありましたが、私は仮に公の施設以外で実施する場合でも、スタッフ等の人件費等の補助は必要ないと思いますが、食材費の一部や施設借り上げの一部などについては、検討というか補助を考えてもらうことができないでしょうかということで、先ほどから言っておりますけど、そこあたりは再度確認しますけど、今後検討していくということでございますが、検討は前向きなのか、ちゃんと方向性を持っているのか、お願いします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） 先ほどの補助の内容で、ちょっと御説明をさせていただきますけども、まず食事提供にかかる経費につきましては、子ども一人に対して200円の補助、あるいはこども食堂を運営する経費として上限がございまして、最高で15万円というような形の補助をしております。それらを受けて、今議員が述べられましたようなことにつきましては、前向きに柔軟に検討していきたいというふうには考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 今現在、市が把握していますのは補助対象団体として5団体ということでございます。子ども達は地域の宝として、子ども達の笑顔が見たくて、私の知り合いもこども食堂を実施している方がおられます。前向きにということで検討するということでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。ただし、これは私が言及するまでもございませんが、こども食堂を開催している私の知り合いからお聞きしたのですが、学校に相談をして家庭での食事等に困窮している生徒児童がいるとしても、その子、その児童だけを案内すると、いじめとか孤立等の原因になっても困りますので、そこあたりは今後は学校側とよく打ち合わせをしながら実施するのが良いかと思います。あえてそういうことは、すでに我々教育部局のほうは把握、認識をしているよということでありましょうけど、そこあたりが実際、非公式にこども食堂を実施している私の知人のほうも、最初は十数名でございましたけど、やっぱり気がつく、みんなに声をかけると、今直近では40名を超すぐらいの子ども達が、児童がその会場に集まってきて、月1回ではありますけど楽しみにしていると。その実施している知人については、お金とかいらないと、子ども達の笑顔を見るのが一番自分は嬉しいと。だからそういう善意でやっている団体も中には

いるということでございますので、そこあたりはどうぞ十分に前向きによろしくお願いします。何かありましたら、回答をお願いします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） 地域の多様な担い手と連携をしていきますことは、地域の住民の関心と理解を深め、子どもの見守りなどへの積極的な参加が期待されるとともに、地域の中で子どもが育つ環境づくりにもつながると思いますので、こちらのほうも努力してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） はい、ありがとうございました。よろしくお願いしておきます。

次に、令和5年7月の豪雨災害の復旧事業の周知について質問をいたします。今月2日に開催いたしました議会意見交換会の杷木会場で出された意見の中から、被災を受けた市民からの発言で、災害は道路、河川、農地と多岐にわたっておりますが、まずは生活道路の復旧を早くお願いしたい旨の発言が多数ありました。おそらく発言をされたのは被災地区の区会長ではなかったかと思います。具体的には、市道杷木・宝珠山線の大山公民館沿いの道路ではなかったかと思います。その場では、議会側の答弁といたしましては、昨年暮れまでに国の災害査定が終了しておりますので、今後、箇所ごとの詳細設計が行われ、随時工事発注をしていきますので、もうしばらくお待ちくださいと回答はしたものの、被災地区の方々には生活道路の復旧を切に願っておられます。

昨年7月の発災以降、災害復旧の対応につきましては、市役所の組織の強化、応援職員の配置、さらには他自治体からの応援職員の協力をいただきながら、休日、夜間の残業も余儀なく復旧事業へ対応されていますことは十分に把握をし、感謝をしているところですが、被災地区の方々には、発災後7か月が過ぎ、いまだ手つかずの状態となっているのを見兼ねて、あえて発言、質問をされたものと思います。私も12月議会で質問をさせていただきましたが、災害箇所の申請をされた方々は、査定や工事発注の流れに期間を要することをあまりよく理解していないかと思います。申請、届出をしたら災害復旧ということで、すぐにでも工事が始まっていくものと思っているのではないのでしょうか。特に被災地区の区会長は、地元区民からまだかまだかと言われているのではないのでしょうか。先ほどから申しますように、復旧工事の開始までは、ある程度の時間、期間がかかることは十分に理解しております。また、災害箇所が多く、大変ということもよく分かった上での執行部へのお願いですが、特に生活道路や生活環境に直接影響を及ぼす案件につきましては、今後のスケジュールや現段階での状況を、地元住民に必要であれば当該区会長に説明をしていただきますよう、そうすると少しでも安心するものと思います。市内の災害箇所が多いので、いつになるか分からないと勝手に判断をしている被災者も中にはいるようです。ぜひよろしくお願いいたします。この件について、答弁をお願いいたします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 生活に直結する道路等の被災箇所については、地元区会長の皆様及び関係地権者の皆様に対しまして、これまでも随時スケジュール等の説明を行ってきたところではございますけれども、先ほどの議会報告会での地域住民の皆様からの御意見を踏まえまして、今後は適宜、より丁寧な説明を行っていくよう対応していきたいというふうに思っております。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 当然、都市建設部、あるいは災害対応班、建設課の職員の方々については、それぞれに災害箇所を把握しております関係上、常日頃から地域住民の方、あるいは被災地の区会長のほうには、適切に説明をされているのは重々分かっております。ただし、我々も議会意見交換会の場で、先ほど言いました、杷木・宝珠山線の、執行部存じ上げているとおり、大山公民館沿いの市道につきましてが、やはりあの状態が継続した関係上、あえて地元の区会長が発言された。これ、せっかくの機会ですから、聞き流しても構いませんが、あそこの大山の一番上の集落は、実はあの道が閉鎖されたことに対して、あそこに十数軒の民家がございまして、これを回避するためには、それからずっと登っていきまして、大山祇神社のところまで登って、それから下っていくような流れになります。あそこにはですね、小学生、中学生がおられまして、やはり冬場は特に街灯も少なかった関係上ですね、途中のあぜ道を自転車を押しながら通行した経緯がございました。このことに対しても、建設課のほうがいち早く、まだまだ大規模な改良、道路の改修については時間がかかると、まずは地元子ども達が安心して通学ができるというために、街路灯を設置していただきました。このことについては、被災を受けた大山地区の方も、やっとこれで子ども達も——確かにそれで安全かということは言い切れませんが、暗いところを自転車のライトだけで通学するのではなくて、やっぱり街灯がつくことに対してひと安堵したという声はいただいておりますので、あえてここでは地元の方も一部そういったふうに感謝をしているということを御報告したいと思います。

しっかり、都市建設部長が言いますように、それぞれがスケジュールとか必要であれば、所管の区会長のほうにも説明をしていきますということでございます。どうぞ、被災を受けた方は、なかなか現場のほうに重機なりもしくはダンプ等が往来をしなければ、まだまだうちの被災箇所はそのままになっているのかなということで、おそらく市内にはいろんな災害箇所があるから、うち辺りの災害の部分はまだ後回しなのかなということで、勝手にですね、理解している組もおりますので、どうぞその姿勢で被災者の方に寄り添ってください。それは引き続きお願いするものでございます。

その関係でですね、今度は農地・農業用施設災害復旧についてです。おそらく査定終了後の補助率や分担金の額も見えてきたのではないかと考えております。このことも早く被災農家の方々へ説明をしていただきますようお願いいたします。聞くとところによりますと、2月の5日付けぐらいで被災を受けた農家の方のほうについては、当該の農地の地番が入

った部分等の書類等が既に届いているということでございますが、実際あの文面を見ますと、全体的に工事が完了するまでには令和7年、下手すれば令和8年まで視野に入れてくださいということで、2ページ目のほうには記載があったかと思いますが、何が言いたいかと言いますと、農地、農業用施設災害については、当然災害査定後には100%市が面倒を見てもらうわけではありません。分担金というのがおそらく激甚指定ということで、ものすごく分担金の額が下がっているかと思いますが、農家の方達はですね、今年の作付け、あるいは今後の営農計画を立てていくためにも、今後の復旧の進捗状況や分担金について早く知りたいと思っているのではないのでしょうか。当然、周知、通知文書は出しているかと思いますが、これも件数が多く大変かと思いますが、先ほどの都市建設部のほうの部長が話しましたように、公共土木と同じようにですね、個人個人の農地・農業用施設ですから、それは手に負えんばいと言うかもしれませんが、問合せがあったとき、あるいは地元に入ったときにはですね、一般的な話でもいいですから、例えば、99点何%乗りましたよと、仮に100万の工事であれば、このくらいの自己負担、分担金になりますよとか、分かりやすくお話をしていただけますと、被災農家の方達はより安心の度合いが増すということで思っておりますが、そこあたりの部分、考え方をお示してください。

○議長（小島清人君） 農林商工部付部長。

○農林商工部付部長（新開栄治君） 令和5年7月豪雨災害の農地・農業用施設の災害復旧事業につきましては、議員おっしゃるとおり、昨年12月末に国の査定は完了いたしまして、今回の災害復旧事業の国庫補助率、1月中旬に確定しております。国庫補助率は農地で98%、農業用施設で99.9%となりましたので、これを朝倉市の受益者負担率で計算しますと、農地が事業費の0.6%、農業用施設が事業費の0.02%となります。また、補助対象外の市単独事業の分担金につきましては、事業費の10%を減免し、農地30%を20%、農業施設20%を10%というふうにしております。現在、詳細設計を行い、事業費が固まったところから、被災した各農家の方に復旧方法と含めて、補助率、分担金について説明をしているところでございます。被災箇所が多く、優先順位の高いところからの工事となりますけれども、早期復旧に向けて職員の総力を挙げて取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） ありがとうございます。まさに、総力を挙げて被災農家の方に広報まで含めて説明をされるということで安心をしたところでございます。

先ほど、いろいろパーセントを言われて、仮に100万の工事であれば、農地の場合は、コンマ6ですから6,000円、農業用施設であれば、コンマ02ですから100万であれば200円と、こういう仮に母体として元金を100万円とした場合、農地が6,000円で、農業用施設が200円と、こういう認識の一般的な考え方でよろしいんですかね。

○議長（小島清人君） 農林商工部付部長。

○農林商工部付部長（新開栄治君） そのとおりでございます。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 恐らく、全国で被災を受けたいろいろな方がおられる中で、平成29年の災害もそうでしたけど、今回の今年の7月の豪雨災害についても、おそらく市職員、あるいはいろんな派遣の職員等が頑張られた成果で、査定でこれだけの分担金の率で復旧工事ができるということについては、本当の意味で感謝をしなければならないと思います。結果として、6,000円じゃないかとか、あるいは200円じゃないかじゃなくて、そこの重みというのは、私も地元に戻りましたら、市当局のほうがりっかり頑張られて、災害査定の審査を受けて、これだけ個人の負担が軽減されたんですよということは、ことあるときにお話をしていきたいと思いますので、先ほどから総力を挙げて頑張りますということでありますので、引き続きよろしく願いいたします。

さらに、施政方針の2ページ中段に記述がありまして、災害復旧事業につきましては、改良的要素を入れた復旧や被災原因の除去を取り入れた復旧により、再度災害の防止を進めてまいりますと記述がございます。ですから、これは公共土木のほうが主になろうかと思いますが、よく皆さん被災のほうから話を聞くんですが、6年前あるいは平成24年のときの災害で、あそこの土羽を同じようにしてもらったけど——もとよりしてもらったことは感謝するんですけど、また同じところがやられたという話をよく耳にします。ですから、この記述にありますように、再度災害の防止を進めてまいりますと、被災者につきましても、この思いを聞くと安心の度合いが増すものと思います。議会意見交換会の中でも、災害復旧は原形復旧が基本と思っている方々がほとんどでした。もとより他の方達もそう思っていると思いますが、ですから改良的要素や再度災害の防止という言葉は、とても心に響く。原形復旧ではないんだな、少し再度災害の防止で工法を考えてくれるんだなということを、被災者のほうにお話をする機会があれば、心に響くと思います。そこあたりありましたら、都市建設部長、よろしく願いいたします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 昨年7月の豪雨災害につきましては、議員おっしゃいましたように、平成29年災害で復旧したところがまた被災したというところが多数ございました。そういったところにつきましては、県のほうの県営河川につきましても、災害関連事業を併用いたしまして、改良的要素を取り入れた復旧方法となっております。市が管理します、市営河川につきましても、査定官と事前の協議を経まして、被災原因を除去するような工法というところで査定を受けておりますので、再度災害防止に向けた復旧工事が進むというふうに思っているところでございます。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 再度災害の防止ということで、被災原因の除去、これは大事なキーワードではないかと思っております。災害復旧は、原形復旧というのが根幹にありま

すが、どうぞせっかくそういう進め方でいますもんですから、今後も被災された箇所については、そこあたりのことで事業を進めていっていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、DCキャンペーンについて質問をいたします。4半世紀ぶりに福岡県でのDCキャンペーンが実施されると伺っております。今回は、大分県との合同開催ということですが、施政方針の5ページ中段に、市内観光関連産業においても実りあるものとするため、首都圏でのPR活動や秋月藩成立400年を記念したイベント等を引き続き実施することに加え、原鶴温泉をはじめとする市内宿泊施設で利用できる割引クーポン券を発行いたします、とありますように、DCキャンペーンはJR九州が地域と期間を限定し、全国からの集客を促す一大イベントと聞き及んでおります。実施にあたっては、事業主体のJR九州と両県が知恵を出し合い、さまざまな取組が展開されていることと思っております。当然、関係自治体の負担も伴うものと思いますが、何より各自治体の観光担当者のマンパワーが求められるものと思います。せっかくのキャンペーンということでございますので、ぜひ観光協会や観光関連事業者との連携を図りながら、より良い集客キャンペーンになりますよう大変でしょうが、頑張ってください。ちなみに、このDCキャンペーン期間中に、既に朝倉市に関わるイベント等で紹介ができるものがあれば、教えていただきたいと思います。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） ただいま議員が申されましたキャンペーンにつきましては、本年4月から6月にかけて開催されます、福岡・大分デスティネーションキャンペーンでございます。国内最大規模の観光キャンペーンでありまして、「至福」「大吉」をテーマに、食、温泉、アート、自然など、福岡、大分の鮮度あふれる旅を提案しているものであります。今回行われるキャンペーンは、地元自治体の負担はありませんが、県が主体となって事業を展開しているものです。朝倉市ではこのキャンペーンに併せまして、甘木駅から筑前の小京都、秋月までのガイド付き自転車ツアーの創設や、原鶴温泉と筑後川でのリバーカヤック&ウォーターサイクルを堪能していただくプランを、例年より1か月早く前倒して開始いたしまして、4月から楽しむことができるようになるなどの取組を行う予定としております。また、朝倉市内の観光素材につきましては、キャンペーン実行委員会を通して、全国の旅行代理店へ冊子やウェブで紹介を行ってきたほか、2月末からは個人向けの冊子がホテルや銀行等で配布されまして、ウェブ配信も始まる予定でございます。以上です。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） おそらくこのDCキャンペーンはもう歴史が古く、かなり前から行っているかと思います。なぜ私が今回このDCキャンペーンに触れたかと言いますと、実は今から26年前に、まだ市町村合併前のときに、福岡県単独でDCキャンペーンが行わ

れました。そのときに実は私、観光担当をしておった関係上、しっかりラジオ、テレビ、あるいは都市圏へのイベント等に出た経緯がありましたものですから、ただしそれから4半世紀たっております関係上、やり方も変わっているかと思いますが、いろんな面でせつかくの機会ですから、朝倉市を域外にPRしてもらいたいと。おまけに首都圏でのPRということにもものすごく関心があったものですから、今そういう質問をさせていただきました。

なぜかと言いますと、観光協会——先ほど言いますように、観光担当者だけでは、いろんな出役等に疲弊をしたら困りますものですから、観光協会をはじめとする原鶴温泉旅館協同組合も含めた観光関連事業者も——実は今回のDCキャンペーンには、新型コロナ5類以降後の集客力の回復とインバウンド客の増加への期待度がものすごく高いと思っております。ですから、行政だけの対応、出役では疲れると言っても過言ではありませんですが、先ほどから言いますように、観光協会や観光関連事業者との連携と言いましたが、ある意味巻き込んだ形で取組をするのがよろしいかと思えます。さらには、九州の小京都秋月、あるいは観光温泉地を持つ朝倉市として、今回のDCキャンペーン事務局に様々な企画提案をしていくような姿勢で臨んでいてもらいたいと。そして、キャンペーン終了後も、持続的、切れ目のない集客への取組をしてもらいたいと思っている次第でございます。答弁がございましたらお願いいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） アドバイスありがとうございます。昨年5月には、全国の旅行代理店向けのキャンペーンPRが大分県別府市で開催されましたところであります。ここでは、市とあさくら観光協会で協力してブースを設け、映像を使つての市のPRを行いました。また、全国の旅行代理店の体験型見学会というのがありまして、モデルコースの中に朝倉市も組み込んでいただきまして、原鶴温泉旅館協同組合の協力のもとに、見学会参加者にはパネルを用いて、副市長が朝倉市の魅力を説明していただきまして、マスコットキャラクターであります、つる姫ちゃんも参加の上、歓迎会を実施したところでございます。なお、原鶴温泉旅館協同組合に、デスティネーションキャンペーン期間中の取組を依頼した結果、先ほどの答弁で申し上げたリバーカヤック&ウォーターサイクルの前倒しを取り組んでいただいたところでもあります。議員の御提案のとおり、今後とも観光協会など関係者と協議を行っていくところでございます。

この他、県内旅行会社を対象に、企画募集型バス旅行商品の開発を目的とした商談会へ、あさくら観光協会や秋月観光協会と参加しPRを行っているところでございます。さらに本年4月から6月にかけては、デスティネーションキャンペーンと夏休みを経て、この期間で得られた観光地としての認知度を、議員がおっしゃいますように切れ目なく継続させるために、あさくら旅行支援事業第2弾を当初予算に計上させていただいているところでございます。

○議長（小島清人君） 2 番石井議員。

○2 番（石井清治君） はい、いろんなところでPR活動、さらにデスティネーションキャンペーン終了後についても、あさくら泊ノススメ、旅行支援の第2弾ということで、既に令和6年度の当初予算の中でも盛り込んであるということで、力強い今後の展開に自信を持ったところでございます。大変でしょうけど、せっかく行われますDCキャンペーンでございますので、どうぞ成果のあるものにしていってください。よろしくお願いいたします。

次に、地域の体育施設の補修等についてお尋ねをいたします。施政方針の6ページの中段に、生涯学習活動及びスポーツ活動に積極的に参加できるよう、文化や体育などの施設補修等を実施いたしますと記述があります。御承知のとおり、杷木地域では、中学校の上にあります杷木体育センター——体育館を老朽化と安全面を考慮して解体をしているところでございます。現在は、杷木中、杷木小、旧久喜宮小学校、旧志波小学校の体育館とサンライズ杷木アリーナ等を利用させていただいております。地域のコミュニティによるレクリエーションやソフトバレー、体協の剣道や柔道、もちろん部活動を含めて大勢の方々が利用されています。杷木球場や杷木テニスコートについては、去年の災害以降使用できない状況が続いております。このことは、被災を受けた地域として安全を守るための土砂置き場としての利用は、最善の策としてやむを得ない判断と承知をしております。また、杷木中学校の武道場にも、昨年7月の大雨でたくさんの土砂が流入し、大変な状況でしたが、教育課の早急な対応により、部活動にもあまり影響を及ぼすことがなかったことに対し感謝をしているところでございます。

杷木地域では、平成30年度の小学校統合により、旧小学校の体育館を地域住民のスポーツ活動の場、あるいは災害時の避難所として活用させてもらっております。これらの施設は、所管が教育課からおそらく変わっているかと思いますが、現行の小中学校の体育館は、引き続き教育課の所管と思っております。施設管理の所管の関係があるかと思いますが、杷木小学校の施設は開校してまだ日が浅く、補修等の必要はないかと思いますが、他の施設は、軽微なものを含めて補修等が増えてきていると聞き及んでおります。中でも、杷木中学校の体育館は、一部雨漏りがして床も傷んでいるということですが、おそらく市内には文化体育施設が数多くあり、補修等の優先度もあるかと思いますが、利用者の思いを聞き入れながら対応していただきますよう、よろしくお願いいたします。まず答弁をお願いいたします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） はい。杷木の体育センターにつきましては、平成29年7月の九州北部豪雨により被災したため、令和2年度から令和3年度にかけて、議員が述べられたとおり、取り壊しをさせていただきました。令和5年度からは、旧久喜宮小学校と旧志波小学校の体育館を社会体育施設として管理を行うこととし、市民の皆様に利用していた

だいているといった状況でございます。市内の体育施設につきましては、安全を第一に考え、緊急度も考慮し、危険な箇所は早急に補修を行うなど、適切な維持管理を行うことで、長寿命化に努め、安心して利用していただけるよう努めているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 公共施設等の管理計画によります長寿命化の考え方に基づいて、確かに施設が老朽化いたしますと、一気に修繕、補修箇所等が増えてまいります。学校規模から言いますと、杷木中の方が、今現在116名、児童数ですかね、確かに少ないとか多いにかかわらず、やはり学校施設があって、そこには部活をしている子ども達、あるいは体育の授業を受けている子ども達もおりますものですから、何分、6の中学校があります、11の小学校があらましようけど、どうぞ優先度を決めるのも酷かと思ひますけど、そういう声があるときには、どうぞ一巡というか、少し前倒しにしても、よろしくお願ひいたします。

また、施政方針の4ページの下段にですね、学校施設等のLED設備の整備とともに、と記述がありました。これは環境に優しいまちづくりの取組の一環であると思ひますが、一例としまして、杷木中学校の武道場の照明が一部欠損していたことがありまして、柔道の地区大会、おそらく中体連と思ひますが、別の会場になった話を聞いたことがあります、このことは教育委員会の方は把握されていますでしょうか。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） はい、教育委員会の方でもそういう話を伺っているところでございます。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） はい、実はこれ、昨年の7月の22、23日で、本来杷木中学校の屋内運動場の地下であります武道場で行うところでした。事前に柔道の審判部達がそこに立ち入りまして、幾つか照明が切れていたことに対して、これを中体連の会場にすると、ひょっとして怪我の温床になりはしないかということで、急遽久留米の総合体育センター、久留米アリーナのほうに変えざるを得なかったという話があったものですから。しかし、その後、教育委員会の方が破損していた照明については設置をしていただきました。幸いに、7月の22日、23日であれば、7月の10日以降の災害発災後でしたので、結果として杷木の中学校の武道場は使えなかったのですが、そういう絡みもあったということで、あえてこの場で質問をさせていただきました。おそらく優先順位があるかと思ひますが、ぜひLED照明の切り替えについても、学校側の話を聞いていただき、必要性を考慮しながら対応していただきますよう、よろしくお願ひいたします。そうすることによって、部活動関係者の励みにもなると思ひます。

さらに、先ほどちょっと触れました、杷木テニスコートの再開も災害査定の関係がある

かと思いますが、部活動の施設として、体協のスポーツ施設として利用再開を待ち望んでいる声も大勢伺っております。少しでも早く、利用再開に向けて対応をしていただきますよう、重ねてお願いいたします。何かありましたら、回答をお願いします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） 先ほど、学校施設のLED化ということがございましたので、そちらについても一言、ちょっと回答させていただきます。学校施設のLED設備への切り替えにつきましては、世界的なSDGs、カーボンニュートラルへの取組も視野に入れ、朝倉市地球温暖化対策実行計画の目標達成のためにも、施設の状況に合わせ、また学校等の関係者の声を聞きながら優先順位をつけまして、計画的に順次対応していきたいというふうに考えております。それと、もう一つございました、杷木テニスコートの復旧につきましては、令和6年度の予算において計上しておりますので、令和6年度中の復旧を行いたいというふうに考えております。利用再開を待ち望む方々の思いに応えるべく、早期の復旧を目指して、鋭意努力していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） はい、ありがとうございます。関係者、利用者の励みになると思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、シティプロモーションについてお尋ねをいたします。昨年4月からシティプロモーション課が設置され、早1年が過ぎようとしております。朝倉市の認知度向上とイメージアップや交流人口、関係人口を増やしていくための施策に取り組んでいるということですが、施政方針の6ページの下段に、本市にゆかりのある人材を起用するアンバサダー制度やサポーター制度を導入し、地域の魅力を市内外に発信することで、まちのイメージを高め、「朝倉ファン」を獲得し、関係人口の創出・拡大に努めてまいりますと、この内容に私としても大変期待をしているところでございます。本議会中に開催されます予算審査特別委員会の中でも説明があるかと思いますが、このアンバサダー、サポーター制度等について、もう少し踏み込んだ内容を教えていただけませんか。

○議長（小島清人君） 企画振興部長。

○企画振興部長（三浦弘己君） 事業の具体的な内容についてということでございます。まずアンバサダー制度につきましては、朝倉市にゆかりがあり、市内外の各方面で活躍をされ、発信力のある人を任命するというものでございます。アンバサダー自身の活動を通じまして、地域の魅力を発信してもらうことで朝倉ファンを増やして、認知度やイメージの向上に寄与する取組でございます。令和6年度につきましては、10名程度の任用を考えているところでございます。具体的には写真家でありますとか、ペイント等のクリエイター、ローカルメディアで活躍をしている方、インスタグラマー、プロスポーツ選手など多彩な人材を予定しているところでございます。

次にサポーター制度についてでございますが、こちらは朝倉市を応援したい人や、興味があり関わり合いを持ちたい人、そういった方にサポーターとして登録をしてもらいます。登録された方にはイベントや特産品、また観光の情報などを発信しまして、魅力を知ってもらうことで関係人口を増やす取組でございます。この制度につきましては、朝倉市に関与したいと思っている方を対象に、ダイレクトにアプローチをすることができますので、不特定多数に向けたPRと併せて併用することで高い効果が期待できると考えているところでございます。令和6年度につきましては、ふるさと納税の寄附者に周知をすることと合わせまして、イベントなどで広めることでまずは登録者を増やしていくことに注力したいと考えております。その後はイベントやボランティア活動、またサポーター同士の交流などに参画をしてもらいながら、外部からの新しい風を吹き込みたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 特にアンバサダー制度はいろんな意味で発信力のある方達が、朝倉市を外から応援してくれる、ものすごく期待されるものだと思います。恐らく間に合わないと思いますが、DCキャンペーンの中でも首都圏でのPR活動という表現がございました。今後首都圏とか関西圏でやるときにも、ぜひこういったアンバサダー制度等の人材をお願いしてでも、朝倉市を売っていくという姿勢をよろしく願いいたします。

次に、間もなく、移住定住交流センター「コンネアサクラ」が竣工を迎えると思います。7ページ上段に、これは施政方針の7ページ上段に、きめ細かな相談体制の充実と、移住者や市民の交流の場として運営していきます。また、移住受入モデル地域制度を導入し、移住定住の実現と地域の活性化を図ってまいります、とあります。これも率先的な取組が始まっていくように感じられました。そこで、コンネアサクラの人員体制とか、今後行うべき業務の内容を簡単に結構でございますので、教えてください。

○議長（小島清人君） 企画振興部長。

○企画振興部長（三浦弘己君） 人員体制等についてということでございます。甘木駅前に今整備を進めております、コンネアサクラにつきましては、本年4月21日のオープンを予定しておりまして、現在、セレモニーやイベントの準備を進めているところでございます。拠点整備と併せまして、ソフト事業や運営体制についても計画的に整えてきておりまして、既に今年度、地域おこし協力隊と会計年度任用職員1名ずつを増員して対応しているところでございます。当面は職員1名と会計年度任用職員1名、それから地域おこし協力隊2名の4名体制を考えているところでございます。コンネアサクラでは、現在本庁で受付をしております従来の移住や空き家の相談、それからお試し居住体験といった事業に加えまして、新たなシティプロモーション事業も行う予定としております。以上でございます。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 恐らくシティプロモーション課の前身でありました、ふるさと課の時に発信し始めましたお試し居住体験とか、もしくは空き家バンクの取組などのノウハウがあると思いますので、ぜひコンネアサクラの取組については、今後、過疎地域を含めたところでの移住定住の発信になるかと思いますが、期待をしております。

最後に、職員提案による事業について質問をいたします。施政方針の7ページ中段に、また、力を入れ取り組んでいる地方創生につきましては、令和5年度予算に引き続き地方創生の予算枠を確保し、職員提案による事業を募りましたと記載がございます。職員から提案された具体的な内容の事業が、今回の施政方針の中に記載があるものと思っておりますが、おそらく様々な提案がなされたのではないかと考えております。今回の施政方針に記載された事業の中で、職員提案として挙がってきたものがあるとすれば、幾つか教えてください。

○議長（小島清人君） 企画振興部長。

○企画振興部長（三浦弘己君） 職員提案につきましては、11の部署から提案がございまして、そのうち12の事業を採択して予算化をしております。令和6年度当初予算の概要でもお示しをしておりますけれども、総合戦略の4つの柱ごとに紹介をさせていただきます。

まず、基本目標1の特色を生かした仕事ができるというところでは、農業振興課のグリーンツーリズム事業持続化支援事業、それから商工観光課のあさくら誘客プロモーション事業の2つの事業がございます。

次に、基本目標2の朝倉への人の流れをつくるというところでは、シティプロモーション課の魅力づくり活動支援事業、魅力発信促進事業、ふるさと応援事業、移住受入モデル地域支援事業、それから水のまちづくり課のあさくら水の魅力発見事業の5つの事業がございます。

次に、基本目標3の結婚・出産・子育ての希望をかなえるというところでは、子ども未来課の保育人材確保事業、こども家庭センター運営事業、健康課の子育て支援アプリ運営事業の3つの事業がございます。

最後に、基本目標4の誰もが活躍できる、安心・安全で住みよいまちをつくるというところでは、健康課の看護人材確保事業、文化・生涯学習課のe-S p o r t s 地域交流事業の2つの事業がございます。以上でございます。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 様々な職員提案による事業の構築がなされたということで、予算の概要の末尾の中でも私も確認させていただきまして、その中に創生枠ということで、あなるほどと、こういうのが新たに職員提案によって事業化されたんだということを改めて企画振興部長の答弁で確認させていただきました。恐らくこの事業化に向けては地方創生を念頭に置き、財政面、企画面、さらには費用対効果やK P I を重視し、指揮・主導された佐々木副市長の手腕が感じられます。できればこの場で、副市長から地方創生に特

化した職員提案による事業構築についての考え方をお示しいただけたらと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（小島清人君） 副市長。

○副市長（佐々木哲治君） 地方創生予算枠について話をさせていただきたいと思います。地方創生予算枠につきましては、令和4年度に、令和5年度当初予算に向けた取組として創設いたしました。現在2年目となります。1年目の令和5年度当初予算につきましては、7つの部署7事業、今回2年目になりますが、先ほど説明いたしましたように11の部署12事業と広がりを見せてきております。この制度は通常の予算編成過程と違った流れで進めております。職員が企画立案した事業を企画部署が集約し、内容を揉みます。その後、市長や私、部長に企画立案した職員が直接プレゼンを行いまして、事業採択をしてまいります。最後に、数量的なものを財政当局が査定するといったような流れでございます。

当時、この創設にあたりましては、災害復旧、復興も進みまして、地方創生に対しこれまで以上に取り組んでいこうという思いと、災害で疲弊した職員のやる気、士気を向上し、新規事業などに対して楽しくワクワクしながら業務に取り組んでもらいたいという思いから考えました。当時の右田副市長や総合政策課の職員と様々な打ち合わせをする中で、ふるさと納税寄附金を原資とした地域振興基金の活用、それと、単年度ではなく複数年度での事業展開、また、職員の政策形成能力やプレゼンテーション能力の向上、そして市長に直接説明できる場の設定など、どんどん内容が詰まりまして、現制度の骨格が出来上がりました。当然、市長にも理解、了解していただきましたし、財政当局にも協力を得た上で創設できたものでございます。決して私一人の手腕ではないと思っております。そして、実際に行ってもらった提案につきましては、企画立案もそうですが、プレゼン能力が特に向上してきているのではないかと感じております。何事もトライする前向きな気持ち、改善意欲を持った職員が増えるような取組も、今後もしていきたいと思っております。議員各位の更なる御理解と御協力をお願いします。以上でございます。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） ありがとうございます。恐らくそのような取組が市職員一丸となってですね、林市長の言われる、目指すふるさと朝倉を取り戻す、そのための施策につながっていくものと確信をしているところでございます。

朝倉市は、自然災害が多く発生し、災害復旧に全力を投入していかなければならない市でございます。人口減のスピードを緩やかにしていくための素材は朝倉市にはたくさんあると思います。すべての市民に夢と希望と笑顔があふれ、誰もが住みたい朝倉市を市民とつくるという市長の思いが成就できますように、議会人の一人として頑張っていきたいと考えております。これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小島清人君） 2番石井清治議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。午後3時40分に再開いたします。

午後 3 時29分休憩